

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:環境省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	14,347,000	14,347,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	青森県 青森県青森市長島1丁目1番1号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,662,000	2,662,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,169,000	3,169,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,938,000	2,938,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	新潟県 新潟県新潟市新光町4番地1	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	17,118,000	17,118,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	福井県 福井県福井市大手3-17-1	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,691,000	1,691,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692-2	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,645,000	2,645,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	岐阜県 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	4,309,000	4,309,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,834,000	2,834,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,296,000	3,296,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	9,592,000	9,592,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	高知県 高知県高知市丸ノ内1-2-20	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	5,697,000	5,697,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	

国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,732,000	1,732,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	長崎県 長崎県江戸町2-13	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	6,388,000	6,388,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	大分県 大分県大分市大手町3丁目1番1号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,526,000	2,526,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	宮崎県 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,479,000	3,479,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,665,000	3,665,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設酸性雨測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	6,250,000	6,250,000	100.0%	-	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	
国設尼崎自動車交通環境測定書の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	尼崎市 兵庫県尼崎市東七松町1-2-3-1	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,800,000	2,800,000	100.0%	-	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	〃	
国設四條畷自動車交通環境測定書の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	大阪府 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	5,991,000	5,991,000	100.0%	-	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	〃	
国設前橋自動車交通環境測定書の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,400,000	2,400,000	100.0%	-	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	〃	
国設入間自動車交通環境測定書の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,972,000	2,972,000	100.0%	-	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	〃	
国設野田自動車交通環境測定書の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	千葉県 千葉県千葉市中央区市場町1-1-1	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,300,000	3,300,000	100.0%	-	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	〃	
国設厚木自動車交通環境測定書の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	神奈川県 神奈川県横浜市中央区日本大通1	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,052,000	3,052,000	100.0%	-	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	〃	
国設飛鳥自動車交通環境測定書の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	3,852,000	3,852,000	100.0%	-	本業務では、測定機器等の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	〃	
国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6	本業務では、測定機の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	4,321,000	-	-	本業務では、測定機の保守管理のみならず測定結果の確定作業を含めて委託していることから、大気常時監視業務を実施している当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二	

広域総合水域調査委託業務(大分県)	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月7日	大分県 大分県大分市大手町3-1-1	地方公共団体が定める総量削減計画に基づき実施されている水質総量削減の水環境改善効果等を把握し、管内指定水域における水質等の調査を行うことから、当該地方公共団体が最も効率的に業務を実施できる唯一の者であるため(会計法29条の3第4項)	2,838,000	2,838,000	100.0%	—	地方公共団体が定める総量削減計画に基づき実施されている水質総量削減の水環境改善効果等を把握し、管内指定水域における水質等の調査を行うことから、当該地方公共団体が最も効率的に業務を実施できる唯一の者であるため	二(ハ)	
酸性雨モニタリング(陸水)調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月20日	山形県 山形県山形市松波2丁目8番1号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,299,000	1,299,000	100.0%	—	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
酸性雨モニタリング(陸水)調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月20日	栃木県 栃木県宇都宮市塙田1-1-20	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,025,000	2,025,000	100.0%	—	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
酸性雨モニタリング(陸水)調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月20日	新潟県 新潟県新潟市新光町4番地1	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	2,190,000	2,190,000	100.0%	—	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
酸性雨モニタリング(陸水)調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月20日	長野県 長野県長野市大宇南長野野字幅下692-2	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,430,000	1,430,000	100.0%	—	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
酸性雨モニタリング(陸水)調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月20日	岐阜県 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,233,000	1,233,000	100.0%	—	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
酸性雨モニタリング(陸水)調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月20日	島根県 島根県松江市殿町1番地	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,019,000	1,019,000	100.0%	—	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
酸性雨モニタリング(陸水)調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月20日	山口県 山口県山口市滝町1番1号	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,431,000	1,431,000	100.0%	—	酸性雨長期モニタリング計画に基づき地方公共団体が行うこととされていることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
土地賃貸借料(羽黒国民休暇村事業用地)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	鶴岡市 山形県鶴岡市馬場町9番25号	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	1,349,867	1,349,867	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
土地賃貸借料(笹ヶ峰集団施設地区事業用地)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	妙高市 新潟県妙高市栄町5番1号	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	1,547,370	1,547,370	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
土地賃貸借料(乗鞍高原国民休暇村事業用地)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	大野川区 長野県松本市安曇3992-1	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	1,153,378	1,153,378	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
土地賃貸借料(鏡ヶ成国民休暇村事業用地)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	江府町 鳥取県日野郡江府町大字江尾475番地	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	2,104,119	2,104,119	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
土地賃貸借料(雲仙温泉国民休暇村事業用地)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	雲仙市 長門県雲仙市吾妻町牛口名714番地	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	958,073	958,073	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
土地賃貸借料(田沢湖高原国民休暇村事業用地)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	仙北市 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	2,971,520	2,971,520	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	

県有財産賃貸借料(表巻梯国民休暇村事業用地)	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	福島県 福島県福島市杉妻町2-16	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	1,785,442	1,785,442	100.0%	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
北海道環境パートナーシップオフィス貸室料	支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所総務課長 吉川 雅巳 北海道札幌市中央区北8条西2丁目	平成21年4月1日	あいおい損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	4,397,052	4,397,052	100.0%	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
関東地方環境事務所賃貸借	支出負担行為担当官 関東地方環境事務所総務課長 矢野 博 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階	平成21年4月1日	明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内2-1-1	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	72,224,196	72,224,196	100.0%	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
新潟事務所貸室賃貸借	支出負担行為担当官 関東地方環境事務所総務課長 矢野 博 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階	平成21年4月1日	新潟万代島ビルディング株式会社 新潟県新潟市万代島5-1 万代島ビル16階	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	8,204,112	8,204,112	100.0%	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
定期建物賃貸借(中国四国地方環境事務所)	支出負担行為担当官 中国四国地方環境事務所総務課長 篠木 恒成 岡山県岡山市北区桑田町18-28	平成21年4月1日	明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内2-1-1	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	—	26,204,712	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
賃貸借(中国環境パートナーシップオフィス)	支出負担行為担当官 中国四国地方環境事務所総務課長 篠木 恒成 岡山県岡山市北区桑田町18-28	平成21年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	—	7,730,976	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
賃貸借(高松事務所及び四国環境パートナーシップ・オフィス)	支出負担行為担当官 中国四国地方環境事務所総務課長 篠木 恒成 岡山県岡山市北区桑田町18-28	平成21年4月1日	株式会社第一ビルディング 東京都中央区晴海1-8-10	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	—	9,884,400	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
那覇自然環境事務所賃貸借料	分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 奥田 直久 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関ビル4階	平成21年4月1日	沖縄通関株式会社 沖縄県那覇市山下町5-21	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	—	7,308,000	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
生物多様性センター職員宿舍の賃貸借	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 鳥居 敏男 山梨県富士吉田市上吉田町丸尾5597-1	平成21年4月1日	富士産業有限会社 山梨県南都留郡富士河口湖町船津955	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため(会計法29条の3第4項)	8,556,000	8,556,000	100.0%	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	□	
支笏洞爺国立公園支笏湖ビジターセンター管理運営業務	支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所総務課長 吉川 雅巳 北海道札幌市中央区北8条西2丁目	平成21年4月1日	財団法人自然公園財団 支笏湖支部 北海道千歳市支笏湖温泉番外地	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため(会計法29条の3第4項)	5,053,568	4,305,000	85.2%	1	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため	イ(ニ)	
洞爺財団自然体験ハウス自然ふれあい及び清掃等業務	支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所総務課長 吉川 雅巳 北海道札幌市中央区北8条西2丁目	平成21年4月1日	洞爺湖町ビジターセンター等利用協議会 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地5	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため(会計法29条の3第4項)	5,205,990	4,557,000	87.5%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため	イ(ニ)	
層雲峡ビジターセンター清掃等維持管理業務	支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所総務課長 吉川 雅巳 北海道札幌市中央区北8条西2丁目	平成21年4月1日	層雲峡地区自然ふれあい利用協議会 北海道上川郡上川町南町180番地	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため(会計法29条の3第4項)	5,518,920	4,400,000	79.7%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため	イ(ニ)	
層雲峡ビジターセンター自然ふれあい業務	支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所総務課長 吉川 雅巳 北海道札幌市中央区北8条西2丁目	平成21年4月1日	層雲峡地区自然ふれあい利用協議会 北海道上川郡上川町南町180番地	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため(会計法29条の3第4項)	4,183,562	3,480,000	83.2%	—	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため	イ(ニ)	
阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営管理業務	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長 北沢 克巳 北海道釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎4階	平成21年4月1日	財団法人自然公園財団 阿寒湖支部 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉1-1-1	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため(会計法29条の3第4項)	—	6,405,000	—	1	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため	イ(ニ)	

川湯エコミュージアムセンター運営管理業務	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所長 北沢 克巳 北海道釧路市幸町10-3釧路 地方合同庁舎4階	平成21年4月1日	財団法人自然公園財団 川湯 支部 北海道川上郡弟子屈町川湯 温泉2-2-5	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	-	5,092,500	-	1	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
網張ビクターセンター維持管理業務	支出負担行為担当官 東北地方環境事務所総務課 長 久保 恒男 宮城県仙台市青葉区本町3- 2-23	平成21年4月1日	財団法人休暇村協会 休暇村 岩手網張温泉 岩手県岩手郡雫石町長山小 松倉14-3	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	-	11,641,840	-	3	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
月山ビクターセンター維持管理等業務	支出負担行為担当官 東北地方環境事務所総務課 長 久保 恒男 宮城県仙台市青葉区本町3- 2-23	平成21年4月1日	月山ビクターセンター運営協 議会 山形県鶴岡市羽黒町手向字 羽黒山145-5	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	-	2,242,800	-	-	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
裏磐梯ビクターセンター維持管理業務	支出負担行為担当官 東北地方環境事務所総務課 長 久保 恒男 宮城県仙台市青葉区本町3- 2-23	平成21年4月1日	裏磐梯ビクターセンター自然 体験活動運営協議会 福島県耶麻郡北塩原村大字 松原字剣ヶ峯1093	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	-	6,391,770	-	-	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
八幡平ビクターセンター維持管理等業務	支出負担行為担当官 東北地方環境事務所総務課 長 久保 恒男 宮城県仙台市青葉区本町3- 2-23	平成21年4月1日	財団法人自然公園財団 八幡 平支部 秋田県鹿角市花輪字柳田54	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	-	4,975,624	-	1	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
平成21年度雲仙お山の情報館等運営管理業務	支出負担行為担当官 九州地方環境事務所総務課 長 池田 幸士 熊本県熊本市尾ノ上1-2- 22	平成21年4月1日	財団法人自然公園財団 雲仙 支部 長崎県雲仙市小浜町雲仙32 0	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	10,805,550	9,922,500	91.8%	1	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
平成21年度長者原ビクターセンター等運営管理業務	支出負担行為担当官 九州地方環境事務所総務課 長 池田 幸士 熊本県熊本市尾ノ上1-2- 22	平成21年4月1日	くじゅう地区管理運営協議会 大分県玖珠郡九重町田野	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	5,494,650	4,620,000	84.1%	-	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
西表石垣国立公園黒島ビクターセンター施設管理運営業務	分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所那覇自 然環境事務所長 奥田 直久 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階	平成21年4月1日	黒島公民館 沖縄県八重山郡竹富町黒島 1475	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	-	2,292,000	-	-	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
西表石垣国立公園竹富島ビクターセンター施設管理運営業務	分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所那覇自 然環境事務所長 奥田 直久 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階	平成21年4月1日	特定非営利活動法人たきど ろん 沖縄県八重山郡竹富町432	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため(会計 法29条の3第4項)	-	5,943,000	-	-	地方公共団体との取決めに より、契約の相手方が一に 定められているものに準ずる ものと認められるため	イ(ニ)	
霞ヶ関WANサービス	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成21年4月1日	社団法人行政情報システム研 究所 東京都千代田区日比谷公園1 番3号	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め(会計法29条の3第4項)	34,675,200	34,675,200	100.0%	-	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め	イ(イ)	
iJAMP提供業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成21年4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め(会計法29条の3第4項)	8,946,000	8,946,000	100.0%	-	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め	ニ(ハ)	
日経テレコン21利用料	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成21年4月1日	日経メディアマーケティング株 式会社 東京都千代田区大手町1-9-5	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め(会計法29条の3第4項)	-	1,083,017	-	-	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め	ニ(ハ)	単価契約(金額 は総額)
時事ゼネラルニュース提供業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成21年4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15- 8	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め(会計法29条の3第4項)	-	8,442,000	-	-	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め	ニ(ハ)	
共同通信ニュース提供業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2- 2	平成21年4月1日	社団法人共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1 汐留メディアタワー	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め(会計法29条の3第4項)	-	11,529,000	-	-	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について 当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるた め	ニ(ハ)	

定期新聞購読	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合に該当するため(会計法29条の3第4項)	1,556,510	1,556,510	100.0%	-	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合に該当するため	二(二)	単備契約
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(学童コホート調査)実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	シミック株式会社 東京都品川区西五反田7-10-4	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため(会計法29条の3第4項)	-	266,262,827	-	-	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため	二(ハ)	
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(幼児症例対照調査)実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	社団法人環境情報科学センター 東京都千代田区四番町8-19番町ボンビアンビル	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため(会計法29条の3第4項)	-	89,103,000	-	0	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため	二(ハ)	
そらプロジェクト(学童コホート調査)の関東地区及び中京地区における同意確保調査業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	独立行政法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため(会計法29条の3第4項)	-	5,512,500	-	-	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため	二(ハ)	
そらプロジェクト(学童コホート調査)の阪神地区における同意確保調査業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	学校法人兵庫医科大学 兵庫県西宮市武庫川町1-1	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため(会計法29条の3第4項)	-	9,300,000	-	-	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため	二(ハ)	
PRTR実行用データベース運営事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	独立行政法人製品評価技術基盤機構 東京都渋谷区西原2-49-10	PRTR法施行規則第11条に規定される電子計算機が、当該法人に設置される主務大臣の使用に係る電子計算機とされていることから、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているものであるため(会計法29条の3第4項)	-	29,596,000	-	-	PRTR法施行規則第11条に規定される電子計算機が、当該法人に設置される主務大臣の使用に係る電子計算機とされていることから、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているものであるため	イ(イ)	
化学物質情報基盤システム委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	独立行政法人製品評価技術基盤機構 東京都渋谷区西原2丁目49番10号	既存化学物質及び新規化学物質についての審査情報、安全性点検情報、事業者から報告された有害性情報等を一元的に管理する3省(厚生労働省、経済産業省、環境省)同一の機関としてこれまで業務を実施してきた唯一の機関である当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	24,974,588	-	-	既存化学物質及び新規化学物質についての審査情報、安全性点検情報、事業者から報告された有害性情報等を一元的に管理する3省(厚生労働省、経済産業省、環境省)同一の機関としてこれまで業務を実施してきた唯一の機関である当該法人以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
人工衛星による観測データの信号受信・処理システム保守管理業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本船用エレクトロニクス株式会社 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川2-40-7	本システムを構築した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	4,386,778	4,100,000	93.5%	-	本システムを構築した当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
ダイオキシン類環境情報調査データベース運営業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	独立行政法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	本事業で利用するダイオキシンマップは、環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)に基づき開発・運用されているものであり、環境GISを開発した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	1,551,739	1,386,000	89.3%	-	本事業で利用するダイオキシンマップは、環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)に基づき開発・運用されているものであり、環境GISを開発した当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
大気汚染物質広域監視システム及び花粉観測システム収集系管理業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	大気汚染物質広域監視システム及び花粉観測システム収集系の管理は、本システム及びプログラムを開発した当該法人以外に実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	34,860,000	-	-	大気汚染物質広域監視システム及び花粉観測システム収集系の管理は、本システム及びプログラムを開発した当該法人以外に実施することができないため	二	
生活環境情報総合管理システムの整備業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	独立行政法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	本事業で利用する生活環境情報総合管理システムは、環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)に基づき開発・運用されているものであり、環境GISを開発した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	21,462,500	-	-	本事業で利用する生活環境情報総合管理システムは、環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)に基づき開発・運用されているものであり、環境GISを開発した当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
環境放射線等モニタリング測定機器保守業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	アロカ株式会社 東京都三鷹市牟礼6-22-1	環境放射線等モニタリング測定機器を製造した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	13,528,268	-	-	環境放射線等モニタリング測定機器を製造した当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
化学物質の内分泌かく乱作用に関する無脊椎動物を用いた試験法開発に係る業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	独立行政法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	当該法人は、OECDにおいて本業務に係る試験法開発のリードラボラトリーに指定されていることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため(会計法29条の3第4項)	-	11,000,000	-	-	当該法人は、OECDにおいて本業務に係る試験法開発のリードラボラトリーに指定されていることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため	イ(ロ)	
ゾフェニルアルコール等の健康影響に関する調査研究業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園2-1	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため(会計法29条の3第4項)	160,937,604	155,137,500	96.4%	-	調査対象者との信頼関係を維持し調査を実施できる者は、これまで調査対象者から同意を得て調査を実施している当該法人に限られるため	二(ハ)	

茨城県神栖市及び神奈川県平塚市における汚染解明のための調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	日本技術開発株式会社 東京支社 東京都中野区本町5丁目33番11号	本業務は、有機ヒ素化合物の環境中での挙動について、シミュレーションを用いた解析等を行うものであるが、当該法人が持つシミュレーションソフト以外に本業務を実施することが不可能であり、かつ掘削調査現場での汚染源撤去後の地下水汚染についての経時的変動を検討する上で、これまでに当該法人が得た知見の活用が不可欠であるため(会計法29条の3第4項)	40,492,313	40,425,000	99.8%	—	本業務は、有機ヒ素化合物の環境中での挙動について、シミュレーションを用いた解析等を行うものであるが、当該法人が持つシミュレーションソフト以外に本業務を実施することが不可能であり、かつ掘削調査現場での汚染源撤去後の地下水汚染についての経時的変動を検討する上で、これまでに当該法人が得た知見の活用が不可欠であるため	二(ハ)	
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番6	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱に基づき、事務の一部を当該地方公共団体に委託し、実施することとされているため(会計法29条の3第4項)	97,031,000	97,031,000	100.0%	—	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱に基づき、事務の一部を当該地方公共団体に委託し、実施することとされているため	イ(ニ)	
神通川流域住民健康調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	富山県 富山市新総曲輪1-7	本事業は、カドミウム汚染地域に関する調査として、富山県の神通川流域に居住する者に対して住民健康調査を実施しているものであり、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	11,729,000	11,729,000	100.0%	—	本事業は、カドミウム汚染地域に関する調査として、富山県の神通川流域に居住する者に対して住民健康調査を実施しているものであり、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
北西太平洋地域海行動計画活動推進事業業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人環日本海環境協力センター 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	当該法人は、NOWPAPにおけるRACのひとつである特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)に指定された我が国唯一の者であり、本業務は同者が行うこととされている業務に係るものであるため(会計法29条の3第4項)	—	23,000,000	—	1	当該法人は、NOWPAPにおけるRACのひとつである特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)に指定された我が国唯一の者であり、本業務は同者が行うこととされている業務に係るものであるため	イ(ロ)	
温室効果ガス排出・吸収目録策定関連調査業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	独立行政法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	京都議定書に基づいて各国政府が定めることとされている国内制度において、温室効果ガス排出吸収目録の実質的な作業を行う機関として位置づけられている当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	76,801,480	76,801,480	100.0%	—	京都議定書に基づいて各国政府が定めることとされている国内制度において、温室効果ガス排出吸収目録の実質的な作業を行う機関として位置づけられている当該法人以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
排出量取引等の登録簿システム検討調査及び運用・管理業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル	本検討調査は、UNFCCCが要求する仕様その他諸条件の変更等に伴う現行システムの運用における影響調査及び各国との運用調整等であることから、本システムを開発、継続的に運用してきた当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	40,760,340	40,320,000	98.9%	—	本検討調査は、UNFCCCが要求する仕様その他諸条件の変更等に伴う現行システムの運用における影響調査及び各国との運用調整等であることから、本システムを開発、継続的に運用してきた当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
酸性雨モニタリング推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人日本環境衛生センター 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	当該法人は、各国の合意の下に国内における酸性雨のデータの収集等を行うものとして指定された我が国唯一の者であることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものと認められるため(会計法29条の3第4項)	—	67,000,000	—	2	当該法人は、各国の合意の下に国内における酸性雨のデータの収集等を行うものとして指定された我が国唯一の者であることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものと認められるため	イ(ロ)	
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人日本環境衛生センター 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	当該法人は、各国の合意の下に国内における酸性雨のデータの収集等を行うものとして指定された我が国唯一の者であることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものと認められるため(会計法29条の3第4項)	—	46,000,000	—	2	当該法人は、各国の合意の下に国内における酸性雨のデータの収集等を行うものとして指定された我が国唯一の者であることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものと認められるため	イ(ロ)	
CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	各国中央政府の国内温暖化対策と密接な連携をとりつつ事業を行う必要があり、信頼性のある公的な国際機関に委託して行う必要があることから、中立的な立場での運営が図られている国際機関である当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	314,230,523	309,600,000	98.5%	2	各国中央政府の国内温暖化対策と密接な連携をとりつつ事業を行う必要があり、信頼性のある公的な国際機関に委託して行う必要があることから、中立的な立場での運営が図られている国際機関である当該法人以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
平成21年度国内排出量取引推進事業(自主参加型国内排出量取引制度排出量検証事業)委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	有限責任中間法人温効果審査協会 東京都千代田区丸の内2-5-2	自主参加型国内排出量取引制度がカバーする広範囲の事業分野において体系的な検証能力を確保する必要があるため、各検証機関を束ねる当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	32,437,226	30,750,000	94.8%	—	自主参加型国内排出量取引制度がカバーする広範囲の事業分野において体系的な検証能力を確保する必要があるため、各検証機関を束ねる当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
国内排出量取引推進事業(自主参加型国内排出量取引制度用登録簿等運用事業)委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 寺田 達志 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル	本事業で利用する国内排出量取引制度用登録簿システムを開発した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	141,043,877	141,015,000	100.0%	—	本事業で利用する国内排出量取引制度用登録簿システムを開発した当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
有害大気汚染物質及び揮発性有機化合物(VOC)モニタリング実施事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	大阪府環境農林水産総合研究所 大阪府大阪市東成区中道1丁目3-62	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため(会計法29条の3第4項)	—	7,120,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため	二(ハ)	
日米アホウドリ人工衛星追跡共同事業	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	米国政府魚類野生生物局より、米国が行う調査の日本側のカウンターパートとして指定された当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	6,600,000	—	—	米国政府魚類野生生物局より、米国が行う調査の日本側のカウンターパートとして指定された当該法人以外に本業務を実施することができないため	イ(ロ)	

鳥類標識調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 鳥居 敏男 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成21年4月1日	財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	我が国唯一の鳥類の専門研究機関であるとともに、国際的な標識調査機関であるEuringから我が国の標識調査機関として位置付けられた当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	32,084,657	32,000,000	99.7%	—	我が国唯一の鳥類の専門研究機関であるとともに、国際的な標識調査機関であるEuringから我が国の標識調査機関として位置付けられた当該法人以外に本業務を実施することができないため	—	—
放射線施設管理(実務)業務	支出負担行為担当官 国立水保病総合研究センター総務課長 池田 りか 熊本県水俣市浜4058-18	平成21年4月1日	株式会社千代田テクノル 福岡営業所 福岡県福岡市博多区祇園町1-28	放射線施設を導入した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	3,360,000	—	—	放射線施設を導入した当該法人以外に本業務を実施することができないため	—	—
地球温暖化対策に係る次期枠組み検討関連調査業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月21日	財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	地球温暖化対策に係る分野において、各国政府や国際機関、専門家等との十分な信頼関係、情報収集体制、幅広いネットワーク及び実績を有している当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	41,182,351	40,000,000	97.1%	2	地球温暖化対策に係る分野において、各国政府や国際機関、専門家等との十分な信頼関係、情報収集体制、幅広いネットワーク及び実績を有している当該法人以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
POPsモニタリング検討調査	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年5月15日	独立行政法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	国内の各種POPsモニタリングの採取・分析結果を精査し、評価を行うことができるのは、モニタリングシステムの設計、分析法の開発及び精度管理を構築した当該法人のみであり、また、年度ごとに異なる可能性のあるPOPsモニタリング調査結果を客観的に評価し、調査全体の精度を維持するためには、同一の機関において調査結果の評価を行う必要があることから、当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	15,598,800	—	—	国内の各種POPsモニタリングの採取・分析結果を精査し、評価を行うことができるのは、モニタリングシステムの設計、分析法の開発及び精度管理を構築した当該法人のみであり、また、年度ごとに異なる可能性のあるPOPsモニタリング調査結果を客観的に評価し、調査全体の精度を維持するためには、同一の機関において調査結果の評価を行う必要があることから、当該法人以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
鳥類標識足輪等の購入	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 鳥居 敏男 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成21年5月22日	財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	欧米諸国の標識調査と共通の足輪を英国の製造元から原価にて購入できるのは当該法人に限られるため(会計法29条の3第4項)	4,049,000	4,049,000	100.0%	—	欧米諸国の標識調査と共通の足輪を英国の製造元から原価にて購入できるのは当該法人に限られるため	—	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月11日	岩手県 盛岡市内丸10-1	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	4,356,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	大阪市 大阪市住之江区南港北一丁目14-16 WTCコスモタワー36階	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	2,237,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	福岡県 福岡市博多区東公園7-7	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	5,469,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	山口県 山口市滝町1-1	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	3,244,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	京都府 京都市上京区下立売通新町西人数ノ内町	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	2,245,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	石川県 金沢市鞍月1-1	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	2,336,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	千葉県 千葉市中央区市場町1-1	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	3,198,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番6	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	3,586,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	東京都 東京都新宿区西新宿2丁目8-1	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	—	3,593,000	—	—	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握等を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	—

化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境 保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	神奈川県 横浜市中区日本大通1	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	2,587,000	-	-	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境 保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	滋賀県 滋賀県大津市京町四丁目1-1	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	1,677,000	-	-	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境 保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西 6丁目	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	2,078,000	-	-	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
化学物質環境実態調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局環境 保健部長 原 徳壽 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月26日	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通 一丁目1番地	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	1,815,000	-	-	化学物質の環境実態を調査するためには全国各地の地域の実情に応じた化学物質の実態把握を行うことが必要であることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	